

奨学金の貸与を希望する皆さんへ

[予約募集(令和8年度版)]

- この奨学金は、**給付(もらう)**ではなく、**貸与(借りる)**するものです。
- この奨学金の**貸与を受けるのは、申請者(生徒)本人**であり、奨学金の貸与終了後は、申請者(生徒)本人及び連帯保証人に返還義務があります。
- 貸与終了後、必ず返還する義務があることを承知した上で申請してください。
- 申請に関する問合せは、学校の奨学金担当者へお尋ねください。

学校への提出期限: 令和7年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 募集の趣旨

この奨学制度は、学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、もって本県教育の発展を図るものです。

2 奨学金の種類、貸与月額

奨学金の種類	区分	通学区分	貸与月額（予定）
高等学校奨学金	国公立	自宅	18,000円
		自宅外	23,000円
	私立	自宅	30,000円
		自宅外	35,000円

(注1) 通学区分の「自宅」とは、生計維持者*と同居し通学する場合で、「自宅外」とは、生計維持者と別居し寮などから通学する場合です。

※ 生計維持者とは、申請者の父及び母又はこれに代わって家計を支えている者をいいます。生計維持者となる者の例については、参考資料「生計維持者について」を確認してください。

(注2) 高等専門学校は、原則、対象外とするため、奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構の奨学金を申請してください。ただし、日本学生支援機構の採用基準を満たさないとと思われる場合は、申請前に学校を通じて当財団に相談してください。

3 奨学金貸与期間

貸与期間は、原則として、令和8年4月から卒業するまでの正規の修学期間です。

4 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、令和8年4月に高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）に進学しようとする者です。

5 家計基準及び推薦基準

それぞれの基準を全て満たす必要があります。

○ 高等学校奨学金・学力基準あり

(1) 家計基準

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が189,400円以下であること。
(貸与額算定基準額の算定方法は **別紙1** を参照)

(2) 推薦基準

次の各号に該当する者

ア 学力

中学校1～2年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が5段階評価で**3.0以上**であること。

イ 人物

- (ア) 途中で学業を放棄することがないと思われる者
- (イ) 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- (ウ) 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

○ 高等学校奨学金・学力基準なし

(1) 家計基準

次のいずれかに該当する者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金や高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与を受けない者。

- ア 生活保護法による被保護者の世帯に属する者
- イ 生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 51,300 円以下であること。
(貸与額算定基準額の算定方法は **別紙2** を参照)

(2) 推薦基準

次の各号に該当する者

ア 学力

勉学意欲のある者

イ 人物

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ

6 応募に必要な書類

奨学金の応募には、次の書類が必要です。必要な書類は、在学している学校から受け取り、表紙に書かれた提出期限までに、学校へ提出してください。

(1) **全員**が提出するもの

ア	奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：予約募集）（第1号様式）
イ	令和8年度高等学校等奨学生予約募集申請用チェックシート
ウ	生計維持者の令和7年度（令和6年分）所得額課税額証明書（原本） ※①～⑦の項目が記載されたものを提出してください。 ただし、②、③の記載がない場合は、それぞれ0円として審査を行います。 ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数及び内訳 ⑤控除等に係る本人該当区分 ⑥合計所得金額 ⑦総所得金額等

所得額課税額証明書について

「所得額課税額証明書」は、令和7年1月1日時点で居住している市区町村から発行されるが、書類の名称が異なる場合があります。

また、上記ウに記載した項目が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村もあるため、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

(2) 該当者のみ提出するもの

	該当区分	提出書類
(ア)	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書（原本） ※世帯全員分の名前が記載されたもの 【市町村役場又は福祉事務所発行】
(イ)	児童養護施設等に入所している者 (18歳となる前日まで入所していた者も含む。)	入所等を証明する書類（原本） 【施設長等が記入した別紙様式1又は施設長等が発行する施設等在籍証明書, 児童(里親)委託証明書等】
(ウ)	里親に養育されている者	
(エ)	失業中の場合（希望者のみ） (令和6年中に就労していたが, 応募時において失業中の場合)	離職日の確認できる書類 【離職証明書, 雇用保険被保険者離職票の写し, 解雇通知書等】
(オ)	収入が著しく減少した場合 (希望者のみ) (令和6年中に就労していたが, 申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	申請時から向こう1年間の収入見込み額が分かる証明書（原本） 【会社等が記載した別紙様式2又は会社等独自の様式】

(エ)、(オ)については、審査の結果、貸与額算定基準額が基準額を満たさず、減少後の収入額で再審査を希望する場合のみ提出してください。

その他、育英財団が必要と認める書類の提出を依頼する場合があります。

なお、一度提出された書類は、原則、返却できません。

7 住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

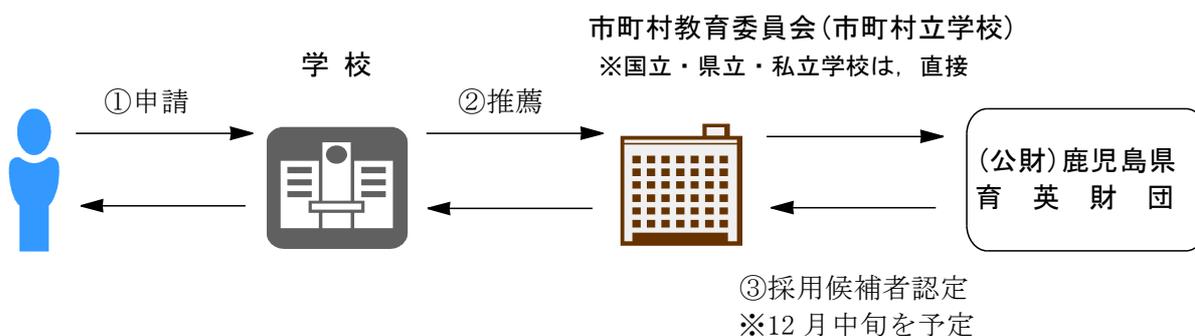
※ 学校コードは、各学校の奨学金担当者へ確認してください。

8 留意事項

- (1) 提出前に、申請に必要な書類がそろっているか確認してください。
 - ・ 申請書の記入もれ、記入誤り及び押印もれはないか。
 - ・ 添付書類は、全てそろっているか。
- (2) 採用候補者が次の事例に該当する場合は、採用内定が取消しとなります。
 - (ア) 保護者が県外に転居する場合
 - (イ) 採用候補となった奨学金に定められている対象校種以外に進学する場合
- (3) 生活保護受給世帯について
奨学金の貸与が収入と認定され、保護費等を減額調整されたり、奨学金を辞退するよう指導される場合がありますので、市町村役場又は福祉事務所等へ必ず相談をした上で申し込んでください。
- (4) 市町村奨学金等との重複貸与について
市町村等によっては、他の奨学金との重複貸与を認めていない場合がありますので、併願をしている場合は、必ず市町村等へ確認をしてください。

9 申請から採用候補者の認定まで

- (1) 在学する、又は卒業した中学校、義務教育学校（以下、中学校等という。）を通して申請してください。
申請書類は、市町村立学校の場合は、市町村教育委員会を経由して、国立・県立・私立学校の場合は、学校から直接、当財団へ提出されます。
- (2) 選考については、令和7年12月中旬までに募集人員の範囲内で採用候補者等を認定し、市町村教育委員会（国立・県立・私立学校は直接）を経て中学校等へ通知します。



採用候補者として認定されなかった場合は、進学後、在学募集に応募できます。

(ただし、資格要件を満たしている者に限ります。)

予約募集に応募した者が、採用候補者として認定されなかった場合でも、高等学校等入学後、再度応募することができます。(募集期間：翌年4月上旬～5月中旬を予定)
また、その場合は、当財団が発行する「選考結果通知」の写しを提出することで、所得に関する証明書等の添付を省略することができます。

なお、在学募集の詳細については、進学する高等学校等にお問い合わせください。

10 採用決定までの流れ

(1) 中学校等在学時

上記9の(2)の通知を受けた者は、「奨学金振込口座届」(上記9の通知と併せて送付)を期日までに学校に提出してください。

(2) 高等学校等進学後

通知後の翌年4月に、進学先の高等学校等を通じて在学の確認をし、「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付します。採用候補者は必要事項を記入の上、学校に提出してください。学校から当財団への提出が確認され次第、正式に採用決定となります。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、**第一・第二連帯保証人が必要となり、両連帯保証人の印鑑登録証明書の提出も必要**となることから、事前に関係者間で、奨学金についての共通した認識を持つようにしてください。

(3) 採用候補者の取消

決められた期日までに提出のない者や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補者の認定を取り消します。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか(親権者がいない場合は後見人)を選任してください。
- ・ 自己破産者(免責になった者も含む。)や再生債務者及び未成年者は選任できません。(父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任してください。)
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任してください。

11 奨学金の貸与方法と交付日

奨学金は、**奨学生本人名義の鹿児島銀行の普通預金口座**に振り込みます。

該当月	交付日(採用初年度)	交付日(次年度以降)
4～6月分の奨学金	5月末	5月10日
7～10月分 〃	7月10日	7月10日
10～12月分 〃	10月10日	10月10日
1～3月分 〃	1月10日	1月10日

※交付日が土・日及び祝日の場合は前営業日を予定しています。

12 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制(無利息)であり、貸与終了後は**返還の義務があります**。
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後(7か月目)からです。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することになります。
- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになります。
- (5) 次の場合は、**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができます**。

- ・ 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- ・ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
- ・ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- ・ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

区分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
国公立	自宅	18,000円	648,000円	130回以内	5,000円以上
	自宅外	23,000円	828,000円	124回	6,700円
私立	自宅	30,000円	1,080,000円	144回	7,500円
	自宅外	35,000円	1,260,000円	150回	8,400円

* 全額又は一部繰上返還をすることが可能です。

貸与額算定基準額の算定方法 [学力基準あり]

高等学校奨学金（予約募集）

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 189,400 円以下であれば、家計基準を満たします。

$$\text{「貸与額算定基準額」} = \text{①「課税標準額」} \times 6\% - \text{②「市町村民税調整控除額」} \\ - \text{③「多子控除」} - \text{④「ひとり親控除」}$$

※ 市町村民税所得割が非課税の場合は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が 0 円となります。

ただし、ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。よって、これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

① 「課税標準額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。

課税標準額（総合分）と課税標準額（分離分）が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

② 「市町村民税調整控除額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。

③ 「多子控除」

生計維持者が 2 人を超える子どもを扶養している場合、2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除します。

申請日時点において、生計維持者が扶養する子どもの数で判断します。

例：生計維持者が申請者と、中学生の弟、小学生の妹の 3 人を扶養している場合の控除額

(3 - 2) 人 × 40,000 円 = 40,000 円となります。

④ 「ひとり親控除」

ひとり親世帯に該当する場合に、40,000 円控除します。

別紙 2

貸与額算定基準額の算定方法 [学力基準なし]

高等学校奨学金

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 51,300 円以下 であれば、家計基準を満たします。

$$\text{「貸与額算定基準額」} = \text{①「課税標準額」} \times 6\% - (\text{②「市町村民税調整控除額」} + \text{③「市町村民税調整額」})$$

①「課税標準額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。

課税標準額（総合分）と課税標準額（分離分）が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

②「市町村民税調整控除額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。

③「市町村民税調整額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。

生計維持者について

生計維持者とは、原則申請者の父母（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している者）です。

《生計維持者となる者の例》

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居	<u>父母（2名）</u> ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・申請者自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	<u>父母（2名）</u> ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	<u>申請者の生活を支援する父又は母（1名）</u>
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	<u>同居している父又は母（1名）</u> ※申請者と別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名となります。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚を含む）している	<u>父又は母と再婚相手（2名）</u>
IV 父母と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	<u>左記に該当しない父又は母（1名）</u>
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	<u>主に支援をしている親族（1名）</u> ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	<u>意思疎通できる父又は母（1名）</u> ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
V 申請者が生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	<u>申請者（1名）</u> ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、申請者（1名）が生計維持者となります。
2	申請者が結婚しており、申請者が納税手続きにおいて配偶者を扶養している	<u>申請者（1名）</u>

（注1）上記に該当する例がなく、生計維持者の判断ができない場合は、育英財団へお問い合わせください。

（注2）生計維持者は、無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合も関係なく、所得額課税額証明書の提出が必要です。

（注3）事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

参考資料

所得額課税額証明書について

家計基準となる貸与額算定基準額は、提出された所得額課税額証明書に記載してある課税情報等に基づいて算定し、審査を行います。所定の項目①～⑦が記載された証明書を提出してください。

◆所得額課税額証明書の一例 ※様式は、市町村によって異なります。

令和 ● 年度 (令和 ● 年度分) 市民税・県民税 所得額・課税額証明書

賦課期日住所 賦課期日氏名

※名称が市町村により異なる場合があります。

所得等の内訳	所得金額(円)	所得等の内訳	所得金額(円)	所得控除の内訳	所得控除額(円)	扶養・本人区分等	税額控除額(円)
給与収入 ●●●●●●●●		雑医療費		損料		無	市民税 1,500
公的年金等収入 ●●●●●●●●		社会保険料		保険料		(0人)	県民税 1,000
給与(調整控除後) ●●●●●●●●		小規模企業生命保険料		④		0人	
以下余白		地震保険料				0人	
		寄付金		金		1人	
		本人		人		0人	
		配偶者		者		(0人)	
		配偶者特別		者		0人	
		扶養基礎		者		ひとり親	
				養		0人	
				礎		0人	
⑦ 総所得金額 ●●●●●●●●		所得控除合計(円)				●●●●●●●●	
⑥ 合計所得金額		① 課税標準額(円)				500,000	

②・③ 税額控除額(円)

区分	税額控除	市民税	県民税
調整	控除	1,500	1,000
税額調整額		0	0
配当控除		0	0
住宅借入金等特別控除		0	0
寄付金控除		0	0
外国税額控除		0	0
配当・譲渡税額控除		0	0
以下余白			

①課税標準額
「課税総所得金額」など、例とは別の表現で記載されている場合もあります。

②市町村民税調整控除額
控除がない場合、記載が省略されている場合があります。記載がない場合は、0円として審査します。

③市町村民税調整額
控除がない場合、記載が省略されている場合は、0円として記載がない場合は、0円として審査します。

④扶養扶養親族数及び内訳

⑤本人該当区分

⑥合計所得金額

⑦総所得金額

【注意事項】
「所得額課税額証明書」の名称及び様式は、各市町村によって異なります。所定の項目①～⑦が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村がありますので、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：予約募集）

※裏面の保護者自署欄以外は、全て申請者（生徒本人）が記入すること。

学校名	鹿児島市町 村立	〇〇	中学校 学園 義務教育学校	学校 コード	111111
氏名	フリガナ イクエイ タロウ	育英 太郎	生年月日	昭和 平成	22年 5月 1日

家族住所等	〒 890 - 8577	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町	〇-〇
	住所 コード	46201	住所コード一覧から転記	
	アパート名 (マンション) 部屋番号	コーポ育英301号室		電話番号
※ 入学後の通学区分		自宅通学		自宅外通学

進学希望校	名称	〇〇高校	※国公立・私立	学科名	普通科
			※全・定・通		
貸与開始から卒業までの正規の修学期間		令和8年4月から令和11年3月まで（3年間）			

生計維持者について（所得額課税額証明書を提出する父及び母又はこれに代わって家計を支えている者）				
	本人との 続柄	氏名	課税標準額	市町村民税調整控除額及び 市町村民税調整額
1	父	育英 秋男	1,681,000 円	調整控除額 1,500 円 調整額 0 円
2	母	育英 春子	0 円	調整控除額 0 円 調整額 0 円

生計維持者が扶養する子どもについて						
	本人との 続柄	氏名	年齢	在学学校		育英財団の奨学金を貸与中又は返還中の場合は奨学生番号（7桁）を記入すること。
				学校名	学年	
1	本人	育英 太郎	15	〇〇中学校	3	
2	姉	育英 花子	17	〇〇高校	2	XXXXXXXX
3	弟	育英 二郎	10	〇〇小学校	4	
4						奨学生番号（7桁）を記入
5						
6						
7						

世帯の状況	※該当する場合のみいずれかを○で囲む。		その他
	生活保護受給世帯	世帯分離 ・ <input checked="" type="radio"/> 同一世帯	
	市町村民税（所得割）課税状況	<input checked="" type="radio"/> 非課税 ・ 減免	
	児童養護施設	施設退所 ・ 施設通学	
母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金の貸与申請の有無			有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与申請の有無			有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無

奨学金貸与申請に至った家庭の生活状況やその他特記すべき事情を詳しく記入してください。

高等学校等での目標（頑張りたいことや希望進路等）を記入してください。

奨学金は、給付（もらう）ではなく、貸与（借りる）であり、卒業後は、必ず返還が必要となります。卒業後の奨学金返還の計画、決意を記入してください。

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与して下さるよう申請します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

本人
(本人自署)

氏名

育英 太郎



保護者
(保護者自署)

氏名

育英 秋男



公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

**各自自署の上、本人印と保護者印は、異なる印章を使用すること。
(スタンプ印は使用できません。)**

【注意事項】

- ※印の覧は、該当するものを○で囲むこと。
- 「住所コード」覧は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。
- 「貸与開始から卒業までの正規の修学期間」覧は、看護学科の場合5年間、通信制・定時制の場合4年間。

* ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

公益財団法人鹿児島県育英財団

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 (県庁 17 階)

TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229

ホームページ URL: <http://www.kagoshima-ikuei.jp>